

協議第 5 号（継続協議）

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり確認を求める。

平成 1 5 年 9 月 2 6 日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

新市の名称について
新市の名称は、西条市とする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	新市の名称	細項目	
事務事業名		専門部会名	分科会名
調整方針	新市の名称は、西条市とする。		

新市名決定方法の先例地の例

協議会の名称	宇摩合併協議会	南宇和合併協議会	宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会	東宇和・三瓶町合併協議会
合併協議会での決定方法等	各委員 1 候補名を無記名で投票し、過半数をとった候補名に決定される。過半数が獲得されなければ上位 2 候補で決選投票する。 協議会において第 1 回投票で決定。 (「四国中央市」が過半数を獲得)	各委員 1 候補名を無記名で投票し、投票の結果、全会一致ならば決定。全会一致でない場合は、投票の多い上位 2 候補で決選投票し、投票の多い候補に決定。 協議会において第 1 回投票で全会一致でなかったため、投票上位 2 候補で決選投票を行い決定。 (決選投票により「愛南町」に決定)	各委員 1 候補名を無記名で投票し、過半数をとった候補名に決定される。過半数が獲得されなければ上位 2 候補で決選投票する。 協議会において第 1 回投票で決定。 (「宇和島市」が過半数を獲得)	各委員 1 候補名を無記名で投票し、過半数をとった候補名に決定される。過半数が獲得されなければ上位 2 候補で決選投票する。 協議会において第 1 回投票で過半数を獲得する名称がなかったため、投票上位 2 候補で決選投票を行い決定。 (決選投票により「西予市」に決定)
決定までの経過	【任意協議会】 ・協議なし 【法定協議会】 第 1 回法定協議会にて協議 ・小委員会規程の承認。 ・新市名候補選定小委員会を設置して、小委員会で審議することに決定。 〔小委員会〕 ・小委員会 4 回開催。新市名を公募で募り、小委員会で新市名候補 5 作品を選定し、第 5 回法定協議会へ報告。 第 5 回法定協議会にて協議 ・小委員会で選定した新市名候補 5 作品を報告。 ・決定方法については、各市町持ち帰り検討。 第 6 回法定協議会にて協議 ・決定方法については、事務局より委員の協議により決定するよう提案し、協議会での協議により決定された。 《決定方法：各委員 1 候補名を無記名で投票し、過半数をとった候補名に決定される。過半数が獲得されなければ上位 2 候補で決選投票する。》 第 7 回法定協議会にて協議 ・第 6 回法定協議会で決定した決定方法に基づき、投票により新市名を決定。 《第 1 回投票結果：四国中央市が有効投票数の過半数以上を獲得》 ・第 1 回投票により「四国中央市」に決定。	【任意協議会】 ・協議なし 【法定協議会】 第 1 回法定協議会にて協議 ・小委員会規程の承認。 第 3 回法定協議会にて協議 ・新町名候補選定小委員会を設置して、小委員会で審議することに決定。 〔小委員会〕 ・小委員会 6 回開催。新市名を公募で募り、小委員会で新市名候補 4 作品を選定し、第 1 3 回法定協議会へ報告。 第 1 3 回法定協議会にて協議 ・小委員会で選定した新市名候補 4 作品を報告。会長より決定方法について提案し、確認された。 《決定方法：各委員 1 候補名を無記名で投票し、投票の結果、全会一致ならば決定。全会一致でない場合は、投票の多い上位 2 候補で決選投票し、投票の多い候補に決定。》 第 1 4 回法定協議会にて協議 ・第 1 3 回法定協議会で確認した決定方法に基づき、投票により新町名を決定。 《第 1 回投票結果：全会一致候補なし。投票 1 位は愛南町、投票 2 位は南うわ町》 《決選投票結果：1 位愛南町》 ・決選投票により「愛南町」に決定。	【任意協議会】 第 7 回任意協議会にて協議 ・法定協議会にて協議することを確認。 【法定協議会】 第 2 回法定協議会にて協議 ・新市名称候補選定小委員会を設置して、小委員会で審議することに決定。 第 3 回法定協議会にて協議 ・新市名称候補選定小委員会規程の承認。 〔小委員会〕 ・小委員会 8 回開催。新市名を公募で募り、小委員会で新市名候補 3 作品を選定し、第 8 回法定協議会へ報告。 第 8 回法定協議会にて協議 ・小委員会で選定した新市名候補 3 作品を報告。 ・決定方法については、協議会での協議により決定された。 《決定方法：各委員 1 候補名を無記名で投票し、過半数をとった候補名に決定される。過半数が獲得されなければ上位 2 候補で決選投票する。》 ・決定方法の確認後、投票を行った。 《第 1 回投票結果：宇和島市が有効投票数の過半数以上を獲得》 ・第 1 回投票により「宇和島市」に決定。	【任意協議会】 ・協議なし 【法定協議会】 第 1 回法定協議会にて協議 ・小委員会規程及び住民小委員会設置要綱の承認。 ・住民小委員会を設置して、小委員会で審議することに決定。 〔小委員会〕 ・小委員会 9 回開催。新市名を公募で募り、小委員会で新市名候補 1 0 作品を選定し、第 8 回法定協議会へ報告。 第 8 回法定協議会にて協議 ・小委員会で選定した新市名候補 1 0 作品を報告。 ・決定方法等については、各町持ち帰り検討。 第 9 回法定協議会にて協議 ・決定方法については、協議会での協議により決定された。 《決定方法：各委員 1 候補名を無記名で投票し、過半数をとった候補名に決定される。過半数が獲得されなければ上位 2 候補で決選投票する。》 ・決定方法の確認後、投票を行った。 《第 1 回投票結果：有効投票数の過半数を獲得した名称なし。投票 1 位は宇和市、投票 2 位は西予市》 《決選投票結果：1 位西予市》 ・決選投票により「西予市」に決定。
新市名	四国中央市	愛南町	宇和島市	西予市

今治市及び越智郡 1 1 か町村合併協議会においては、協議会での協議により「今治市」に決定。
内子町・五十崎町合併協議会においては、協議会での協議により「内子町」に決定。